

→ [23] 在宅勤務中にまじめに働いていない社員への対応【文例集[12]】

当社は社員の一部に在宅勤務を許可していますが、在宅勤務中に業務メールの返信が滞ったり、連絡が取れないときがあるなど、まじめに働いていないことが疑われる社員がいます。会社としてどのように対処すべきでしょうか。

## アドバイス

本事例のように中抜けがなされる等まじめに働いていない場合には、社員の職務専念義務違反に当たります。会社は、まず事實を調査し、その事實が認められる場合には、社員本人から事情を聴取した上で、指導を行い、改善を求めます。それでも改善がない場合には、在宅勤務の許可を取り消した上、懲戒処分も検討します。

## 法律上のポイント

## 1 テレワークの意義

テレワークとは、通常の勤務地から離れた場所において（＝テレ）情報通信技術を活用して、仕事をする（＝ワーク）ことをいいます。テレワークには、①社員の自宅において情報通信機器を利用して労務に従事する「在宅勤務」、②社員が出張先のホテル・喫茶店・交通機関内等自由に就労場所を選択できる「モバイル勤務」、③自社や共同利用のサテライトオフィスにおいて就労する「サテライトオフィス勤務」

## 問題社員をめぐるトラブル予防・対応文例集

## 文例

[12] 在宅勤務中にまじめに働いていない社員への対応【事例集[23]】

当社は社員の一部に在宅勤務を許可していますが、在宅勤務中に業務メールの返信が滞ったり、連絡が取れないときがあるなど、まじめに働いていないことが疑われる社員がいます。会社としてどのように対処すべきでしょうか。

## 対応1 在宅勤務を行う場合の条件を明確にする

新たに在宅勤務制度を導入する場合であっても、労働時間等の労働条件が通常勤務と同じであるのであれば、就業規則を変更しなくても、在宅勤務制度を実施することができます。もっとも、在宅勤務においては、電子メール等による出退勤の管理、情報通信機器の貸与やその費用負担等、通常勤務とは異なる規律が要求されますので、通常は就業規則を変更することになります。この場合、職務専念条項を明記する等して、在宅勤務の条件を明確にします。その上で、本事例のようにまじめに働いていない社員に対し、職務専念条項に違反している旨の注意をすべきでしょう。

## ○在宅勤務規程（DL）

在宅勤務制度を導入する場合には、就業規則を逐条的に変更するよりも、就業規則に委任規定を設けた上で、在宅勤務規程を別途作成する方が分かりやすくてよいでしょう。その際、希望者全員に在宅勤務を認めるのではなく、在宅勤務が相応しくない社員をあらかじめスクリーニングするために、許可制にした方がよいでしょう。次の規定以

## (3) フレックスタイム制

フレックスタイム制とは、社員が、1ヶ月などの単位期間の中で一定時間数（契約時間）労働することを条件として、1日の労働時間を自己の選択する時に開始し、かつ終了できる制度のことです。多くの場合、出退勤のなされるべき時間帯（フレキシブルタイム）及び全員が必ず勤務すべき時間帯（コアタイム）が定められます（菅野労働法（12版）536頁）。フレックスタイム制度を採用すれば、社員は、中抜けが必要な時間を勤務時間から除外することができますので、中抜けをしても労務管理上問題にはならなくなります。

## 対応するには

## 1 在宅勤務規程の整備

社員は労働契約上の誠実労働義務の内容として、就業時間中は職務専念義務を負っています（菅野労働法（12版）978頁）。もっとも、在宅勤務規程又は就業規則中に当該義務が明記されることで、在宅勤務者に自覚を促す効果が期待できます。そのため、在宅勤務規程又は就業規則中に、在宅勤務中の他の服務規律と併せて、職務専念義務を明記した方がよいでしょう。

## 2 職務専念義務違反の事実の調査

在宅勤務者の中抜けによる職務専念義務違反が疑われる場合、会社は、事實を調査する必要があります。前述のとおり、会社は社員の労働時間を適正に把握し管理する義務を負っていますので、在宅勤務制度を

内容見本  
(A5判縮小)

## 在宅勤務規程

## (在宅勤務の許可等)

- 第〇条 会社は、次の各号の全てを充足する者に対し、在宅勤務を許可することができる。  
 ① 在宅勤務を希望し②、所定の在宅勤務許可申請書を提出した者  
 ② 勤続〇年以上あり③、かつ過去〇年以内に懲戒処分を受けたことのない者  
 ③ 自宅の執務環境及び情報セキュリティ環境に問題がない者  
 2 会社は、業務上の必要性がある場合、又は在宅勤務者が次条の服務規律に違反した場合には⑤、在宅勤務許可を取り消すことができる。

## (在宅勤務時の服務規律)

- 第〇条 在宅勤務者は、次の各事項を遵守しなければならない。  
 ① 在宅勤務中は職務に専念しなければならず、正当な理由なく在宅勤務場所を離れてはならない。  
 ② 在宅勤務中は自宅以外の場所で業務を行ってはならない。  
 ③ 会社の情報が漏えいすることのないように会社の情報の使用及び管理に留意し、第三者（在宅勤務者の親族を含む。）  
 ④ 会社の情報を閲覧等させないようにしなければならない。

## 〔作成上のポイント〕

- ① 在宅勤務の開始日・期間等の条件を付して、在宅勤務を許可します。  
 ② 在宅勤務を望まない社員に在宅勤務を強制することは、当該社員に精神的負担を負わせてしまりますので、社員本人の意思を尊重すべきです。  
 ③ 新入社員は業務経験不足のため自律的に在宅勤務を行うことができませんので、ある程度業務経験を積んだ社員に限定すべきです。  
 ④ 在宅勤務の場合には、通常勤務よりも社員の管理監督が難しいので、在宅勤務が相応しくない社員をあらかじめスクリーニングすべきです。  
 ⑤ 在宅勤務許可の取消事由を明記しておいた方がよいです。

## 問題社員をめぐる

## トラブル予防・対応アドバイス

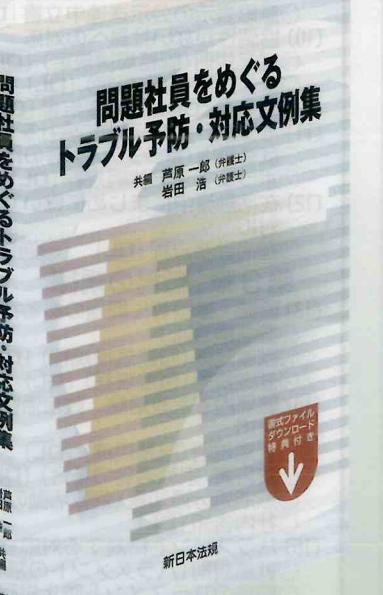
共編 芦原一郎（弁護士）  
明石幸大（弁護士）

## 対応のポイントが分かる！

- SNSで会社を誹謗中傷する社員への対応
- 在宅勤務を真面目に行わない社員
- パワハラをする社員

など104事例を掲載

相互を参照することにより  
一層の実務的対応が可能に！



A5判・総頁 606頁  
定価 7,260円(本体 6,600円) 送料 460円

〈電子版〉  
定価 6,600円(本体 6,000円)

## 問題社員をめぐる

## トラブル予防・対応文例集

共編 芦原一郎（弁護士）  
岩田浩（弁護士）

解決するための  
文例が分かる！

- 「警告書」「通知書」などの会社と社員の間で取り交わす文例
- 「就業規則」「人事規程」などの社内文書
- 「訴状」「告訴状」などの裁判文書

など198文例を掲載

## 購読者特典

書式データ(Word)を新日本法規WEBサイトより  
ダウンロードできます！

## ◆電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!

パソコン iPhone/iPad Android 端末 ご利用いただけます。

iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00  
(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www sn-hoki co jp/>

E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



法令情報を配信！

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

f 公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



# 掲載内容

## 第1章 社員の採用

- (1) 犯罪歴や破産歴の確認
- (2) 経歴詐称をした社員への対応
- (3) 転職エージェントを介した社員の採用
- (4) 入社後に会社から求められた誓約書等を提出しない社員への対応
- (5) 入社前研修を無断欠席する内定者への対応
- (6) 採用内定の取消し
- (7) 試用期間の性質と運用
- (8) 試用期間中の社会保険及び幹部候補の取扱い
- (9) 試用期間中の者の本採用拒否
- (10) 能力不足を理由とした分限処分と正式採用の拒否
- (11) 本採用拒否と内定取消しの場合の解雇予告手当の支払義務
- (12) 中途採用者を見極める方法
- (13) 高度専門職の採用

## 第2章 日常業務

- (14) 業務の遂行能力に問題のある社員への対応
- (15) 管理職としての能力がない社員への対応
- (16) 上司の指示に従わない社員への対応
- (17) 患者の診療を拒否する医師への対応
- (18) 会社行事に参加しない社員への対応
- (19) 無断欠勤を繰り返す社員への対応
- (20) 自己の業務権限を逸脱した取引行為をする社員への対応
- (21) 協調性がない社員への対応
- (22) ボランティアを理由に会社を休む社員への対応
- (23) 在宅勤務中にまじめに働いていない社員への対応

## 第3章 職場の規律

- (24) 服装・髪型等に問題のある社員への対応
- (25) 職場内で宗教活動、政治活動を行う社員への対応
- (26) ハラスメントに対する対応(総論)
- (27) セクハラ行為をする社員への対応
- (28) パワハラ行為をする社員への対応
- (29) 怒鳴る医師への対応
- (30) マタハラ、育児介護関連のハラスメントをする社員への対応
- (31) LGBT・SOGI関連のハラスメントをする社員への対応等
- (32) 言動に問題ある地方議員への対応
- (33) 備品を私的利用する社員への対応
- (34) 取引先から金品を受け取ったり、過剰な接待を受けている社員への対応
- (35) 社内で喫煙をする社員への対応
- (36) いわゆるバイトテロをする社員への対応
- (37) 就業時間中に会社貸与のPCやスマートフォンを私的に利用する社員への対応
- (38) 情報漏えいをする社員への対応
- (39) SNSに会社の情報や悪口を投稿する社員への対応
- (40) 問題のある副業・兼業をする社員への対応
- (41) 服務規程に違反した職員への対応
- (42) 飲酒運転を行った職員への懲戒処分から退職手当不支給処分までの対応

## 第4章 人事異動

- (43) 配転拒否をする社員への対応
- (44) 単身赴任を理由に転勤拒否をする社員への対応
- (45) 出向を拒否する社員への対応
- (46) 転籍を拒否する社員への対応
- (47) 役職定年を拒否する社員への対応
- (48) 高度プロフェッショナル制度対象にもかかわらず、パフォーマンスが低調な社員への対応
- (49) 休憩時間中の電話当番の賃金を要求する社員への対応
- (50) 無断残業で残業代稼ぎをする社員への対応
- (51) 残業を過少申告する社員への対応
- (52) 自己研鑽の時間について残業代を請求してきた医師への対応
- (53) 休日に出勤し代休を求める社員への対応
- (54) 懲戒処分決定までの自宅待機命令
- (55) 繁忙期に長期休暇を取得する社員への対応

## 第6章 社員の健康管理

- (56) 従前の部署での復職を要求する社員への対応
- (57) 疾患により業務遂行が困難とみられる社員への対応

# 掲載内容

\* [DL] を付した書式は、新日本法規WEBサイトよりダウンロードできます。

## 第1章 社員の採用

- (1) 経歴詐称をした社員への対応
- (2) 入社後に会社から求められた誓約書等を提出しない社員への対応
- (3) 休職期間満了後も出社しない社員への対応
- (4) メンタルヘルス不調のある社員の解雇や懲戒処分の留意点
- (5) 休職していた社員が復職後に私傷病を再発した場合の対応
- (6) 新型インフルエンザに感染したおそれのある社員への対応
- (7) 残業をやめずメンタルヘルス不調の疑いのある社員への対応
- (8) 受診命令に従わない社員への対応
- (9) メンタルヘルス不調のある社員の解雇や懲戒処分の留意点
- (10) 休職していた社員が復職後に私傷病を再発した場合の対応
- (11) 採用内定の取消し
- (12) 試用期間の性質と運用
- (13) 試用期間中の社会保険及び幹部候補の取扱い
- (14) 試用期間中の者の本採用拒否
- (15) 能力不足を理由とした分限処分と正式採用の拒否
- (16) 本採用拒否と内定取消しの場合の解雇予告手当の支払義務
- (17) 中途採用者を見極める方法
- (18) 高度専門職の採用

## 第2章 日常業務

- (19) 時間外手当を要求する年俸制社員への対応
- (20) 残業代・割増賃金を要求する管理職(名ばかり管理職)への対応
- (21) 育児休業中の者の賞与等
- (22) 不正請求を行った社員の損害賠償義務の清算
- (23) 通勤手当を不正受給した社員への対応
- (24) 仕事の成果が上がらない社員に対する降格・賃金の引下げ
- (25) 不祥事を起こした社員への退職金の不支給・減額の可否
- (26) 時間外手当を要求する年俸制社員への対応
- (27) 残業代・割増賃金を要求する管理職(名ばかり管理職)への対応
- (28) 育児休業中の者の賞与等
- (29) 不正請求を行った社員の損害賠償義務の清算
- (30) 通勤手当を不正受給した社員への対応
- (31) 仕事の成果が上がらない社員に対する降格・賃金の引下げ
- (32) 不祥事を起こした社員への退職金の不支給・減額の可否

## 第3章 職場の規律

- (33) 業務遂行の能力に問題のある社員への対応
- (34) 事情聴取書(DL) ○事情報告書(DL)
- (35) 指導書(DL)
- (36) 懲戒処分通知書
- (37) 【解雇予告期間において懲戒解雇をする場合】DL
- (38) 【解雇予告手当を支払って同時に懲戒解雇する場合】DL
- (39) 業績不振に伴う整理解雇
- (40) 解雇後他社に勤務しつつ解雇無効確認等の訴訟を提起した元社員への対応
- (41) 勤務成績の悪い者への退職勧奨
- (42) 一方的に退職申込みをした社員への対応
- (43) 退職後の秘密保持の義務付け
- (44) 他の社員の引き抜きをする元社員への対応
- (45) 会社から海外留学費用の援助を受けながら、帰国後退職を申し出た社員への対応
- (46) 修学資金を返還しないまま退職した看護師への対応
- (47) 期待した成果を挙げられない社員に対する解雇
- (48) 兼業を理由とする懲戒処分の可否
- (49) 懲戒処分手続上の留意点
- (50) 体罰やセクハラ行為が疑われる教員への対応

## 第4章 職場外での行動

- (51) 休日に職場の同僚をマルチ商法に勧誘する社員への対応
- (52) 犯罪行為を行った社員への対応
- (53) 逮捕された公営企業の職員への対応
- (54) 勤務時間外に副業をしている社員への対応
- (55) 多重債務を抱え破産した社員への対応
- (56) インターネット上で会社や同僚を誹謗中傷する社員への対応
- (57) スキヤンダルを外部に通報する社員への対応
- (58) 社内不倫をする社員への対応
- (59) 副業中に自社の秘密情報を勝手に利用する社員への対応
- (60) 忘年会での喧嘩により負傷した社員、負傷させた社員への対応

## 第5章 有期労働契約社員等

- (61) 契約満了(雇止め)に不満を持つ有期労働契約社員への対応
- (62) 退職手当不支給処分までの対応

## 第6章 社員の健康管理

- (63) リストラに不満を持つ有期労働契約社員への対応
- (64) 問題のある会計年度任用職員への対応
- (65) 無期転換が認められなかったことに不満を持つ有期労働契約社員への対応
- (66) 定年退職に不満を持つ社員への対応
- (67) 従前と同じ年次有給休暇を要求する定年後の再雇用社員への対応
- (68) 65歳を過ぎても再雇用を求める有期労働契約社員への対応
- (69) 正社員との待遇の違いに不満を持つ再雇用社員への対応
- (70) 正社員との待遇の違いに不満を持つ有期労働契約社員への対応
- (71) 正社員との待遇の違いに不満を持つ派遣社員への対応

## 索引

- (72) 事項索引
- (73) 判例年次索引

●内容を一部変更することができますので、ご了承ください。

# 新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東本社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

- (58) 育児介護規程(DL) ○トップメッセージ(DL)
- (59) 懲戒処分通知書(DL)
- (60) 訴職勧告決議(案)
- (61) 市議会政治倫理条例 ○調査請求書
- (62) 備品を私的利用する社員への対応
- (63) 就業規則(遵守事項)(DL)
- (64) 会社貸与パソコン等の利用に関する同意書(DL)
- (65) 会社備品の適正使用について(啓蒙文書)(DL)
- (66) 就業規則(懲戒事由)(DL)
- (67) 指導書(DL) ○諭旨退職勧告書(DL)
- (68) 取引先から金品を受け取ったり、過剰な接待を受けている社員への対応
- (69) 解雇通知書(DL) ○社内告知(DL)
- (70) いわゆるバイトテロをする社員への対応
- (71) 解雇通知書(DL) ○会社見解(DL)
- (72) 就業時間中に会社貸与のPCやスマートフォンを私的に利用する社員への対応
- (73) 電子機器の管理等に関する規程(DL)
- (74) 警告書
- (75) 懲戒処分通知書(DL) ○社内告知(DL)
- (76) いわゆるバイトテロをする社員への対応
- (77) 解雇通知書(DL) ○会社見解(DL)
- (78) 就業時間中に必要のないホームページを閲覧している場合(DL)
- (79) 【私のメールの送受信を行っている場合】DL
- (80) 懲戒処分通知書(DL) ○社内告知(DL)
- (81) 情報漏えいをする社員への対応
- (82) 自宅待機命令書(DL) ○誓約書(DL)
- (83) 就業規則(秘密保持義務)(DL)
- (84) 懲戒処分通知書(DL)
- (85) SNSに会社の情報や悪口を投稿する社員への対応
- (86) 警告書(DL)
- (87) SNS利用時のガイドライン(DL)
- (88) 問題のある副業をする社員への対応
- (89) 就業規則
- (90) 【副業・兼業の許可制の場合】DL
- (91) 【副業・兼業の届出制の場合】DL
- (92) 副業・兼業に関する許可申請書(DL)
- (93) 就業規則(懲戒事由)(DL)
- (94) 指導書(DL) ○諭旨退職勧告書(DL)
- (95) 業務時間中に必要のないホームページを閲覧している場合(DL)
- (96) 【私のメールの送受信を行っている場合】DL
- (97) 懲戒処分通知書(DL) ○社内告知(DL)
- (98) 情報漏えいをする社員への対応
- (99) 一般社員を対象とする場合(DL)
- (100) 管理職である社員を対象とする場合(DL)
- (101) 求人票(DL)
- (102) 不正請求を行った社員の損害賠償義務の清算
- (103) 同意書(DL) ○退職金債権の放棄書(DL)
- (104) 不祥事を起こした社員への退職金の不支給・減額・減額・退職金支給後に不祥事が発覚した元社員への退職金返還請求の可否
- (105) 就業規則(退職金の不支給・減額規定)(DL)
- (106) 普通解雇と懲戒解雇の選択
- (107) 懲戒解雇通知書(DL)
- (108) 整理解雇
- (109) 整理解雇通知書(DL)
- (110) 解雇後他社に勤務しつつ解雇無効確認等の訴訟を提起した元社員への対応
- (111) 合意書(和解条項案)(DL)
- (112) 一方的に退職申込みをした社員への対応
- (113) 退職承諾通知書(DL)
- (114) 退職後の秘密保持の義務付け
- (115) 整理解雇通知書(DL)
- (116) 業務時間中に必要のないホームページを閲覧している場合(DL)
- (117) 業務規程要綱(DL) ○警告書(DL)
- (118) 本人弁解録取書(DL)
- (119) 競業避止誓約書(DL)
- (120) 飲酒運転を行った職員への懲戒処分から退職手当不支給処分までの対応
- (121) 懲戒処分の指針(DL)
- (122) 弁明の機会の付与についての通知書(DL)
- (123) 処分理由説明書(DL)
- (124) ○退職手当不支給の基準(DL)
- (125) 一方的に退職申込みをした社員への対応
- (126) 副業・兼業に関する届出制とする場合の条項例(DL)
- (127) 服務規程に違反した職員への対応
- (128) 服務規程要綱(DL) ○警告書(DL)
- (129) 本人弁解録取書(DL)
- (130) 競業避止誓約書(DL)
- (131) 雇用契約終了の通知書(DL)
- (132) 会社から海外留学費用の援助を受けながら、帰国後退職を申し出た社員への対応
- (133) 学留費用貸与契約書
- (134) 【要契約の場合】DL
- (135) 【諾成契約の場合】DL
- (136) 学留費用貸与契約書(諾成契約)(DL)
- (137) 修学資金を返還しないまま退職した看護師への対応
- (138) 修学資金貸与契約書(DL)
- (139) 修学資金貸与契約書(ノック契約)(DL)
- (140) 修学資金を返還しないまま退職した看護師への対応
- (141) 修学資金貸与契約書(DL)
- (142) 修学資金貸与契約書(ノック契約)(DL)
- (143) 修学資金を返還しないまま退職した看護師への対応
- (144) 修学資金貸与契約書(DL)
- (145) 修学資金貸与契約書(ノック契約)(DL)
- (146) 修学資金を返還しないまま退職した看護師への対応
- (147) 修学資金貸与契約書(DL)
- (148) 修学資金貸与契約書(ノック契約)(DL)
- (149) 修学資金を返還しないまま退職した看護師への対応
- (150) 修学資金貸与契約書(DL)
- (151) 修学資金貸与契約書(ノック契約)(DL)
- (152) 修学資金を返還しないまま退職した看護師への対応
- (153) 修学資金貸与契約書(DL)
- (154) 修学資金貸与契約書(ノック契約)(DL)
- (155) 修学資金を返還しないまま退職した看護師への対応
- (156) 修学資金貸与契約書(DL)
- (157) 修学資金貸与契約書(ノック契約)(DL)
- (158) 修学資金を返還しないまま退職した看護師への対応
- (159) 修学資金貸与契約書(DL)
- (160) 修学資金貸与契約書(ノック契約)(DL)
- (161) 修学資金を返還しないまま退職した看護師への対応
- (162) 修学資金貸与契約書(DL)
- (163) 修学資金貸与契約書(ノック契約)(DL)
- (164) 修学資金を返還しないまま退職した看護師への対応
- (165) 修学資金貸与契約書(DL)
- (166) 修学資金貸与契約書(ノック契約)(DL)
- (167) 修学資金を返還しないまま退職した看護師への対応
- (168) 修学資金貸与契約書(DL)
- (1

# 内容見本 (B5判縮小)

会社役員 法務・税務の原則と例外－令和3年3月施行 改正会社法対応－

## 第3章 役員等の責任に関する原則と例外

Column16

会社補償、D & O保険及び令和元年改正会社法の関係

会社法改正

令和元年改正会社法によって、会社補償とD & O保険に関する規定が設けられました。会社補償とD & O保険については、これまで補償対象や会社による特約保険料負担の可否などが議論されてきましたが、ここでは両者の関係及び両者と改正会社法の関係はどのようなものか、少し整理してみたいと思います。

保険商品としてのD & O保険には、Side A coverage及びSide B coverageが存在します（このほか、アメリカでは証券訴訟に関連したSide C coverageも開発されていますが、本コラムでは触れないこととします）。Side A coverageとは、役員等が株主、会社又は第三者から損害賠償請求を受けたことなどにより被る損害を填補するもので、我が国でD & O保険といった場合、通常これを指します。他方、Side B coverageとは、役員等の損害賠償責任などについて会社が会社補償による填補をした場合に、その会社負担に対して保険金を支払うものです。この2つのcoverage（D & O保険）、会社補償及び令和元年改正会社法はどのような関係にあるのでしょうか。

まず、役員等を被保険者とするSide A coverageは、令和元年改正会社法の定める役員等賠償責任保険契約に該当しますので、その内容の決定手続などは同法の定める規律に従うこととなります。決定された内容いかんによって、Side A coverageによる填補と令和元年改正会社法の規律による填補とが重複する状況が生じることもあるでしょう。例えば、Side A coverageで役員等の防衛費用を填補することを決定して当該保険契約が締結された場合、当該保険による填補と会社補償による填補の範囲（会社430の2①）は重なり、どちらを利用するかケースバイケースでの判断が求められることがあるでしょう。他方、Side A coverageで役員等の「会社」に対する損害賠償責任を填補することを決定して当該保険契約が締結された場合、当該保険による填補は、「第三者」に対する損害賠償責任に対するが絞られた会社補償による填補の範囲（会社430の2②）を超えたものとなり、重複関係は生じません。

次に、Side B coverageでは、まずは会社が会社補償を実行することを前提としていますから、役員等に生じた費用や損害を填補する場面で、Side B coverageと会社補償のどちらによって填補するかという重複の問題は生じません。また、Side B coverageは、被保険者を「会社」とすることから、被保険者を「役員等」に絞る令和元年改正会社法の定める役員等賠償責任保険契約には該当しません（会社430の3①）。これは、会社補償について新たな規律を設けたことから（会社430の2）、この会社補償を前提とするSide B coverageにあえて重ねて役員等賠償責任保険契約の規律を適用する必要性は大きくなないと考えられたことによります。

## 第7章 役員報酬の法務に関する原則と例外

7-1

取締役に金銭の報酬等を支払うとき

会社法改正

原則

「額」又は「具体的な算定方法」につき、定款又は株主総会決議で定める必要がある

▶会社361①・二・④ 会社法改正

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益をまとめて「報酬等」といいます（会社361①書）。取締役の報酬等は、指名委員会等設置会社を除いて、定款に定めなければ、株主総会決議によって定めなければなりませんが（会社361①）、実際には、定款で取締役の報酬等を定めている会社はありません。

報酬等について、定款又は株主総会決議で定めなかった場合（又は、株主総会の決議に代わる全株主の同意もない場合）、取締役は報酬等を受ける権利を有しないこととなってしまいます（最判昭56・5・11判時1009・124、最判平15・2・21金判1180・29）。

1 確定額報酬

取締役の報酬等が金銭である場合で、例えば年額2,000万円などと額が確定しているものの（確定額報酬）については、定款又は株主総会で「額」を定めます（会社361①）。その際、当該報酬等に関する議案又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、提案した報酬等を相当とする理由を説明しなければなりません（会社361④）。相当とする理由の説明は、これまでには確定額報酬の場合には求められていましたが（改正前会社361④参照）、令和元年会社法改正によって改められました。

もっとも、これまでの実務では、取締役の個人別の報酬額を明らかにすることを避けるため、株主総会においては、取締役全員の報酬等の総額の上限のみを定め、その範囲内で取締役の個人別の報酬額の決定を取締役会に一任する例が目立ちました。そして、一任を受けて取締役会は、更に代表取締役にその決定を再一任する決議をして（以下、本章では「再一任の決議」といいます）、結局、この再一任を受けた代表取締役が最終的に取締役の個人別の報酬額を決定することが少なくありませんでした。裁判例の中には、こうし

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
総務本部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2021.5)15001711

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。



# 会社役員 法務・税務の原則と例外

## 一令和3年3月施行 改正会社法対応一

編著

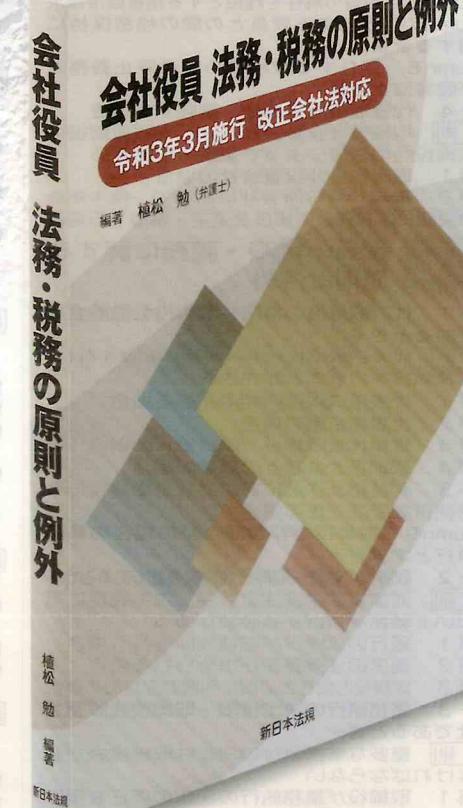
植松 勉（弁護士）

### 役員の選解任・職務権限・ 責任等の「原則」と「例外」

◆会社役員が職務を遂行する上で留意すべき  
会社法・税務上の問題を網羅！

◆実務上必要となる知識やトピックを「advice」  
や「Column」として豊富に掲載！

◆取締役の報酬に関するルールの見直しなど、  
最新の会社法改正に対応！



B5判・総頁300頁  
定価4,290円（本体3,900円） 送料460円

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00

WEBサイト <https://www sn-hoki co jp/>

E-mail [eigo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigo@sn-hoki.co.jp)



法令情報を配信！

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!

〈電子版〉

定価 3,960円（本体3,600円）

パソコン iPhone/iPad Android 端末 ご利用いただけます。  
iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリを  
ダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、  
直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの  
接続環境が必要です。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



# 掲載内容

## 第1章 役員等の選任・解任に関する原則と例外

### 1-1 役員を選任するとき

**原則** 株主総会の決議によって選任する

例外1 欠格事由に該当する場合

例外2 取締役の資格を定款の規定で制限する場合

例外3 自社グループ内での他の役職に就任する場合(兼任)、並びに競業関係にある他の会社の役員に就任する場合

例外4 会計参与又は会計監査人を選任する場合

Column1 監査役設置会社で監査役を選任する場合の監査役の同意

Column2 監査等委員会設置会社で監査等委員である取締役を選任する場合の監査等委員会の同意

### 1-2 社外取締役を選任するとき

**原則** 監査役設置会社であっても、一定の会社は、会社の業務を執行しないことなどを要件とした社外取締役を置かなければならぬ

例外 外社外取締役が一定の場合に委託を受けた業務執行をした場合

Column3 証券取引所の定める独立役員

### 1-3 役員を解任するとき

**原則** 役員の解任は株主総会の決議によって行うことができる

例外1 少数株主による解任の訴えを提起する場合

例外2 監査役等が会計監査人を解任する場合

Column4 唯一の取締役が辞任する際の辞任の意思表示の相手方

Column5 任期満了又は辞任により退任した役員の権利義務と責任

Column6 役員の解任を理由とする損害賠償請求

Column7 退任する役員との間の秘密保持に関する合意

Column8 退任する取締役の競業避止義務及び競業禁止合意

### 1-4 代表取締役を選定・解職するとき

**原則** 取締役会設置会社では、代表取締役は取締役会の決議によって選定・解職する

例外1 取締役会設置会社の場合

例外2 取締役会設置会社において、株主総会の決議により代表取締役を選定・解職する場合

## 第2章 役員の権限・義務に関する原則と例外

### 2-1 代表取締役の権限～取締役会設置会社であるとき～

**原則** 代表取締役は代表(代理)権限を有し、業務執行を行なうことができる

例外1 代表権に内部的制限がある場合

例外2 表彰権の場合は

例外3 表見代表取締役(執行役)の場合

例外4 取締役と会社との訴訟の場合

例外5 利益相反状況において社外取締役に業務執行を委託できる場合

Column9 取締役会非設置会社の場合の業務執行と定款自治

### 2-2 取締役の義務～取締役会設置会社であるとき～

**原則** 取締役は善管注意義務、忠実義務に基づいて職務を執行する必要がある

例外1 銀行の取締役が融資判断を行う場合

例外2 高度の注意義務が求められる場合

例外3 取締役と会社との間に利害対立がある場合

### 2-3 業務執行の決定権限～取締役会設置会社であるとき～

**原則** 重要な業務執行の決定は取締役会がしなければならない

例外1 取締役が業務執行の決定の委任を受けたことができる場合

例外2 監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社における取締役(執行役)の場合

例外3 定款に特別取締役に関する定めがある場合

Column10 マネジメントモデルとモニタリングモデル

Column11 一定の要件を満たす監査役設置会社における重要な業務執行の決定の取締役への委任

### 2-4 監査役の職務権限・義務

**原則** 取締役や会計参与の職務執行を監査する権限と義務を有する

例外1 監査役会設置会社の場合

例外2 会計監査人設置会社の場合

例外3 監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定款の定めがある場合

Column12 資本追加又は解任における和解

### 2-5 役員等が欠けたときや会社法又は定款で定める員数が欠けたとき

**原則** 新たに選任された役員が就任するまで、退任した役員が役員としての権利義務を有する

例外1 裁判所による一時役員の選任がある場合

例外2 代表取締役が欠けた場合

例外3 会計監査人が欠けた場合

Column13 職務代行者選任の仮処分

## 第3章 役員等の責任に関する原則と例外

### 3-1 任務を怠ったとき

**原則** 故意又は過失があれば、会社に対して損害を賠償する責任を負う可能性がある

例外1 会社と自己のために直接利益相反取引を行った取締役又は執行役である場合

例外2 任務懈怠行為に起因して会社に利益が生じた場合

例外3 任務懈怠行為に関して会社側に過失があった場合

例外4 費用の額を超える場合～通常要する費用の額を超過する場合～

例外5 費用の請求について～会社が職務執行における役員等の図利害目的を知った場合～

例外6 費用の請求について～会社が第三者の損害を賠償するとき～

例外7 費用の請求について～会社が第三者的損害を賠償するとき～

例外8 費用の請求について～会社が第三者的損害を及ぼすおそれがある場合～

例外9 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外10 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外11 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外12 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外13 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外14 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外15 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外16 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外17 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外18 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外19 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外20 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外21 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外22 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外23 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外24 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外25 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外26 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外27 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外28 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外29 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外30 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外31 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外32 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外33 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外34 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外35 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外36 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外37 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外38 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外39 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外40 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外41 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外42 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外43 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外44 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外45 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外46 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外47 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外48 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外49 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外50 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外51 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外52 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外53 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外54 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外55 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外56 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外57 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外58 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外59 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外60 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外61 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外62 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外63 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外64 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外65 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外66 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外67 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外68 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外69 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外70 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外71 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外72 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外73 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外74 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外75 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～

例外76 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超過する場合～